

令和2年2月吉日

お取引先様 各位

(公社) 佐伯市シルバー人材センター
理事長 大友 健太郎
(公 印 省 略)

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供に伴う通勤手当の情報提示について
(お願い)

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

通勤手当については、平成30年6月1日の最高裁判決で「正社員と契約社員の間で金額が異なるという相違は不合理である」と判断されています。また、「厚生労働省告示第430号の同一労働同一賃金ガイドライン(平成30年12月28日告示12頁(7)通勤手当及び出張旅費)」の中でも支給しなければならないとあります。

従いまして、正社員及び短期間・有期雇用労働者にも通勤手当を支給されている場合は、お見積もりを提出するにあたり派遣する会員の通勤手当を考慮した派遣料金を検討する必要があるため、まことにお手数ですが、内規又は規約等も併せてご提出をお願い致します。

(問い合わせ先)

担当 松岡

電話 0972-23-3001